

平成30年1月24日

被保険者各位

NIPPPO健康保険組合

医療費控除（確定申告）を予定されている方へ（その2）

法改正により、確定申告の医療費控除を行う際、皆様にお送りした「医療費・保険給付金のお知らせ」（以下、お知らせという）を、確定申告書に添付する場合は、その記載内容に限って医療費控除の明細書への記載を簡略できるようになった旨を12月にお伝えしました。

その際、お知らせに整骨院や接骨院の名称が記載されていない場合の取扱いが未定でしたが、国税庁から見解が示されましたので、お伝えします。

この場合は、次のいずれかの方法で行うこととされました。

1. 領収書に基づき、別途に医療費控除の明細書を作成・記入する
2. お知らせに名称を補完記入する

また、いずれの方法でも、領収書を自宅にて5年間保管する必要があります。

詳細は、国税庁の「医療費控除に関する手続きについて（Q&A）」をご覧ください。

以上